対話でつなぐ学生等の地域共創企画運営業務　募集要項

１　委託業務名

対話でつなぐ学生等の地域共創企画運営業務

２　契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

３　契約金額の上限

金２，２００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※　仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※　この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

４　業務内容

高校生が独自の着眼点や得意分野を手がかりに地域と関わり、大学生、地域、企業、行政等の多様な主体との対話や実践を通じて、一過性に終わらない関係性や新たな共創のきっかけを創出する一連のプログラムの企画運営業務。

※　詳細は「業務委託仕様書」参照

５　応募資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

⑴　京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項の各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）
（競争入札の参加者の資格）
第２条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。
⑴ 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。
⑵ 引き続き１年以上当該営業を営んでいること
⑶ 次に掲げるものを滞納していないこと。
　ア 所得税又は法人税
　イ 消費税
　ウ 本市の市民税及び固定資産税
　エ 本市の水道料金及び下水道使用料
⑷ （略）
⑸ 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
⑹ 京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

⑵　本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。

⑶　本公告に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

⑷　本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有して

いること。

⑸　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

⑹　代表者、役員、又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。

⑺　法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過しない者でないこと。

６　応募手続等

⑴ 募集期間

令和８年１１月４日（水）から１１月２７日（金）午後５時まで

⑵ 提出資料

すべて２部ずつ提出すること。

※ 企画提案書と見積書については、１部は社名を記載し、１部は社名なしで作成すること。

資料名	備考
参加申請書【様式１】	
企画提案書（任意様式）	別紙「仕様書」５に掲げる各項目について、それぞれ具体的に記入すること。 ・プログラム全体の企画設計・管理運営（「探索・発見」「言語化・編集」「交流・協働」の３プロセス） ・持続的なつながりを生む仕組みの企画・試行 ・学生等の募集・広報業務（本市との連携体制含む） ・連携主体のコーディネート業務（事前協議含む） ・事業効果の検証及び成果報告
見積書（任意様式）	・　宛先は京都市長とすること ・　消費税及び地方消費税相当額は１０％で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること ・　企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること
会社案内（任意様式）	会社概要が分かるパンフレット等
業務実績調書【様式２】	・　本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある場合にのみ提出（最大５件まで）

※　本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を「(4)問合せ先」宛に提出すること。なお、納税証明書（京都市税）及び調査同意書（水道料金・下水道使用料）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

資料名	部数	備考
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	１部	応募日前３か月以内に発行の原本（写し不可）
印鑑証明書	１部	
納税証明書（国税等、京都市税）	各１部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式３】	１部	
誓約書【様式４】	１部	

⑶ 応募方法

ア　提出資料等の提出期限及び提出方法

提出期限：令和８年１１月２７日（金）午後５時まで（必着）

提出方法：chiikiproject@city.kyoto.lg.jp へデータを送付

※　電子メール送信の際、データ容量が計 8MB を超える場合には、クラウドや大容量ファイル転送サービス（Google ドライブ、firestorage 等）を使用し、送信すること。

※ データ受信後に受付確認のメールを本市より送信するため、送信翌日（閉庁日を除く）までに本市からのメールが確認できない場合は問合せを行うこと。

イ　仕様書等に関する質疑応答

質問方法：電子メールにより、メール件名に「対話でつなぐ学生等の地域共創企画運営業務に係る質問」とし、メール本文に質問事項を簡潔に記すこと。

受付期間：令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１７日（火）午後５時まで

※　期限後の質問は、一切受け付けません。

受付先メールアドレス：chiikiproject@city.kyoto.lg.jp

回答予定日及び方法：令和８年１１月１９日（木）

質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の文化市民局ページ上に掲載する。なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

⑷ 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番

京都市文化市民局地域自治推進室（担当：矢崎、帯田）

TEL：075-222-3049　E-Mail：chiikiproject@city.kyoto.lg.jp

7　審査方法等

⑴　審査方法

提出された提案書等に基づき、以下の「提案書評価基準」に示す項目を基に各審査員が採点を行い、その平均点を当該応募事業者の点数とし、６割以上の評価を得た参加者の中から最も評価の高い１者を委託候補者として選定する。また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合があるが、その場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が１者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

【提案書評価基準】

評価項目	評価の着眼点	配点
実施体制と専門性	本業務の遂行に必要な専門的知見や実績を有し、本市との連絡・連携体制が適切に確保されているか。	10 点
企画の独創性と本事業への理解	本事業の趣旨・目的を明確に把握し、独自のノウハウや経験を活かした効果的な企画提案となっているか。	25 点
プログラム設計の実効性	各プロセス（(「探索・発見」「言語化・編集」「交流・協働」）の展開手法が具体的であり、地域・企業等の多様な主体の対話や共創を促すファシリテーション手法並びに参加学生の成長・意識変容を導く設計となっているか。	25 点
持続的な仕組みの提案	プログラム終了後も学生と地域のつながりが継続するような、発展性・持続可能性のある工夫がなされているか。	15 点
募集・広報及び調整体制	ターゲット層に届く効果的な広報手段・動員計画が立案され、丁寧なフォロー及び関係主体との調整体制が整っているか。	15 点
市内事業者加点	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか	5 点
見積金額	満点（5 点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※ただし、小数点以下は切り捨てる。 ※契約金額上限額を超える場合は失格。	5 点
合　　計		100 点

⑵　審査員

文化市民局地域自治推進室　地域プロジェクト推進課長
同室　地域自治推進課長
同室　区政推進課長

⑶　審査結果の通知

審査結果については、応募事業者に対して電子メールで通知する。また、選定の結果、参加した事業者の評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を京都市情報館で公表する。

なお、審査結果等に関する不当な要求は受け付けない。

⑷　契約手続

受託候補者に選定された者と契約金額の上限の範囲内で協議のうえ、契約する。万一、 契約の協議が調わない場合は、次点の者と契約に関する協議を行う。

８　スケジュール

令和８年　　１１月　４日（水）　公募開始
　　１１月１７日（火）　質問提出期限（午後５時まで）
　　１１月１９日（木）　質問に対する回答（予定）
　　１１月２７日（金）　各種必要書類の提出期限（午後５時まで）
　　１２月上旬　　受託候補者の決定・通知

９　業務完了報告書の提出

本業務終了後、別紙１「仕様書」５(5)に掲げる内容について、業務完了報告書を提出すること。

10　委託料の支払

前項の業務完了報告書を確認後に精算払いとする。

11　注意事項

⑴　次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
イ　提出に関する条件に違反した場合
ウ　見積書の金額が３の契約金額の上限を超える場合
エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合
オ　評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
カ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑵　その他

ア　本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
イ　本業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。
ウ　プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募事業者の負担とする。
エ　提出された応募書類は返却しない。
オ　応募書類は、公文書公開請求の対象となる。